

# 臨時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2021年1月22日（金曜日）午前10時

**開催場所** 横浜市港北区樽町三丁目7番60号  
株式会社ヨロズ本社ビル

議 案 <株主提案>  
買収防衛策に係る定款変更の件

本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び株主さまの安全管理の観点から、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場を極力お控えくださいますようお願い申し上げます。

臨時株主総会の運営に変更が生じた際は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

<http://www.yorozu-corp.co.jp/>

## 議決権行使期限

郵送またはインターネットにより議決権を行使  
くださいますようお願い申し上げます。

2021年1月21日（木曜日）午後5時30分まで

株式会社 **ヨロズ**

証券コード：7294

## 株 主 各 位

横浜市港北区樽町三丁目7番60号

株式会社 **ヨロズ**

取締役社長 志 藤 健

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本臨時株主総会は株主さまからの請求を受けて開催するものであり、上程されている議案は当該株主さまからの提案に基づくもののみとなっております。当該議案の内容は株主総会参考書類に記載のとおりであります。

**当社取締役会は、株主さまからの提案に基づく当該議案に反対しております。**

当社取締役会の当該議案に対する意見は、8頁から10頁をご参照ください。

なお、本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び株主さまの安全管理の必要から、書面またはインターネット等により事前に議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場を極力お控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2021年1月21日（木曜日）の当社営業時間終了時（午後5時30分）までに3頁に記載の「郵送（書面）による議決権の行使」または「インターネット等による議決権行使」に記載しました方法により議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時	2021年1月22日（金曜日） 午前10時
2. 場 所	横浜市港北区樽町三丁目7番60号 株式会社ヨロズ 本社ビル
3. 会議の目的事項 決議事項	<株主提案> 議 案 買収防衛策に係る定款変更の件

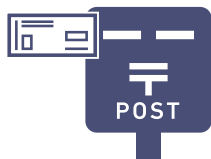
以 上

- ◎ 株主総会参考書類及びその他本招集ご通知に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.yorozu-corp.co.jp>) に掲載します。
- ◎ 議決権行使書による議決権行使の際に、議案につき賛否の表示のない場合には、株主提案議案に「反対」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ 代理人による議決権の行使につきましては、当社の議決権を有する他の株主さま1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、代理権を証明する書面として、委任状ならびに委任する株主さま及び代理の株主さまの議決権行使書用紙をご提出ください。株主さまではない代理人及び同伴の方など株主さま以外の方は株主総会にご出席いただけませんのでご了承ください。
- ◎ 議決権行使サイトにおきまして、一部「会社提案」との表記がございますが、本臨時株主総会の議案は「株主提案」のみであり、「会社提案」はございません。従いまして、議決権行使サイト上で「会社提案」について記載されている箇所はお読み捨てくださいますようお願いいたします。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症予防のため、会場内は座席の間隔を十分にとった配置とさせていただいております。状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございますので、予めご了承くださいたくお願い申し上げます。なお、今後の状況により、株主総会の運営に変更が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ◎ 株主総会のお土産のご用意はございません。また、軽食・お飲み物のお渡しもございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会決議ご通知は、上記ウェブサイトに掲載予定です。

## 議決権行使のご案内

議決権は、株主の皆さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。株主総会参考書類をご参照のうえ、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

### 郵送（書面）による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、議案について賛否の表示がない場合は、株主提案議案に「反対」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

#### 行使期限

2021年1月21日（木）  
午後5時30分到着分まで

詳細は次頁をご覧ください

### インターネット等による議決権行使



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufug.jp/>）にアクセスし、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

#### 行使期限

2021年1月21日（木）  
午後5時30分まで受付

詳細は5頁をご覧ください

### 当日ご出席の株主さま



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

- 紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

#### 開催日時

2021年1月22日（金）  
午前10時

新型コロナウイルスによる感染症の感染拡大防止のため株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染防止のためご来場の株主さまには体温測定、マスク着用、アルコール消毒等をお願いする場合がありますほか、37.5℃以上の発熱が確認された方や体調不良と見受けられる方のご入場をお断りする場合がございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 議決権電子行使プラットフォームの利用について

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

本総会では、株主提案（株主さまからご提案された議案）の決議を行います。

本総会の議案は、株主さまからの提案です。  
取締役会としては**反対**しております。詳細は**8頁以降**をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

### 当社取締役会の意見に賛成いただける場合

**【ご注意】**

当社取締役会は、株主からの提案に基づく本議案に**反対**しております。議案につき、当社取締役会意見にご賛同いただける場合は「否」に、ご賛同いただけない場合は「賛」に○印でご表示ください。

株 主 提 案			
議	案	賛	否

### 当社取締役会の意見に反対される場合

**【ご注意】**

当社取締役会は、株主からの提案に基づく本議案に**反対**しております。議案につき、当社取締役会意見にご賛同いただける場合は「否」に、ご賛同いただけない場合は「賛」に○印でご表示ください。

株 主 提 案			
議	案	賛	否



右記のような場合は**無効**となります

賛成、反対の両方に○を付けた場合

株 主 提 案			
議	案	賛	否

※議案に対して賛否の表示がない場合は、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

行使期限

2021年1月21日(木) 午後5時30分まで

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ご注意ください

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

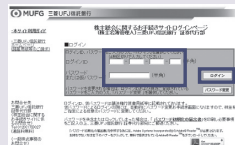
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

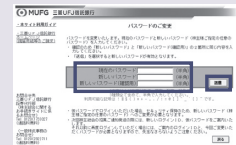
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



- 「ログインID・仮パスワード」を入力
- 「ログイン」をクリック



- 「新しいパスワード」を入力
- 「送信」をクリック



議決権行使ウェブサイトのログインID及び仮パスワードは、同封の議決権行使書用紙の右下に記載されています。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

☎ 0120-173-027

通話料無料 受付時間 午前9時から午後9時まで

## 複数回行使された場合の議決権の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットにより複数回議決権を行使された場合最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# 株主総会参考書類

## <株主提案議案>

本議案は、株主さま1名（株式会社レノ、以下「請求人」といいます。）からの提案によるものです。取締役会としては、本議案に反対しております。議案末尾に記載された取締役会の意見をご確認いただき、議決権行使をお願いいたします。

なお、議案の要領及び提案の理由は請求人から提出された会社法第297条第1項の規定に基づく臨時株主総会招集の請求に関する2020年11月20日付けの書面（以下「本書面」といいます。）を原文のまま記載しております。

## 議 案 買収防衛策に係る定款変更の件

### 取締役会の意見

本議案に反対いたします。

#### 1. 議案の要領

現行の定款第15条に次の第3項を加える。

「3. 当会社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定めるものをいう。）の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）は、株主総会の決議（会社法第303条第2項及び同法第305条第1項に基づき株主が提案する議案による決議を含み、かつ、これに限らない。）によりこれを廃止することができる。」

#### 2. 提案の理由

当社の採用している当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「当社買収防衛策」といいます）は、平成30年6月に開催された当社定時株主総会において承認されて導入されたものですが、当社買収防衛策は、その有効期間を3年という長期間とする代わりに、有効期間の満了前であっても、取締役会の決議により廃止できるほか、株主総会での決議によっても廃止できるとされています。このように、当社買収防衛策は、株主の判断によっていつでもこれを廃止できるとの説明がなされたうえで、株主総会における承認を得て導入されたものなのです。

そこで、請求人が、令和元年6月に開催される当社の定時株主総会の議題として、当社買収防衛策の廃止を提案しようとしたところ、当社取締役会は、当社買収防衛策の廃止は株主提案権の対象ではないとして、これを株主総会の議題とすることを拒絶しました。当社取締役会の上記判断は、当社買収防衛策が導入された際の実情（株主の判断によっていつでも廃止できる）と矛盾するものでしたが、最終的に、東京高等裁判所は、当社の現行定款上、当社買収防衛策の廃止が株主総会の権限の範囲に属する事項とはいえないとの判断を示しました。

そこで、当社買収防衛策の廃止が株主総会の権限の範囲に属することを明確にするために、現行定款の変更を提案する次第です。

なお、請求人は、令和2年9月10日付けの当社宛て書簡にて、買収防衛策の廃止についての決定権限を株主総会に付与する旨を明記する定款変更についての議案を、令和3年開催の当社定時株主総会に会社提案として上程する旨を令和2年10月末までに公表して頂くようお願いしておりました（その後、期限を同年11月10日まで延長）。

請求人は、当社が定款において買収防衛策の廃止について意図的に株主の意思を反映させないという不合理な設計をしたとは考えられず、このような誤りは速やかに解消するべきであると考えております。

当社買収防衛策に関し、平成27年6月10日に当社が開催した定時株主総会の第7号議案（当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件）については、賛成数130,417個、反対数95,913個、賛成割合57.62%という著しく低い賛成割合での可決であり、また、平成30年6月18日に当社が開催した定時株主総会の第3号議案（当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件）については、賛成数118,772個、反対数101,094個、賛成割合54.00%という僅差の可決でありました。これは国内外主要機関投資家を含む多くの当社株主からの当社買収防衛策に対する強い批判の表れであると考えられます。

また、当社は、令和2年5月28日、令和2年3月期通期連結業績を公表し、売上高を114億円減の1577億円（6.8%減）、営業利益を31億円減の22億円（58.3%減）とし、更には売上高、営業利益の大幅な減少のみならず、多額の有形固定資産の減損損失の計上や、関係会社株式評価損の計上により、経常利益を45億円減の7.7億円（85.2%減）、当期純利益を133億円減のマイナス129億円としました。加えて、当社は、令和2年11月10日には、令和3年3月期第2四半期累計期間の業績を公表し、売上高は約439億円（43.8%減）、営業利益はマイナス42億円、純利益をマイナス32億円としてします。過去5年といった中期的にも、当社の企業価値は大幅に減少しており、企業価値を計る重要な指標である時価総額では、平成27年3月31日終値で約625億円であったものが、令和2年11月18日終値では約302億円と、約52%も減少しています。

コーポレートガバナンス・コードは、その原則1-5（いわゆる買収防衛策）において「買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。」と述べています。前記のように中期的にも大幅に企業価値を毀損している経営を行っている中で、買収防衛策の廃止についての株主提案権を否定し、買収防衛策の継続に固執することは、株主を犠牲にした経営陣の保身というほかありません。

（会社注）

以上は、請求人から提出された本書面記載の議案の要領及び提案理由を原文のまま記載したものです。



## 取締役会の意見

### 取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社取締役会は、株主提案に係る本議案（以下「本株主提案」といいます。）に反対いたします。反対の理由は以下のとおりです。

#### 1. 過去の定時株主総会において、本株主提案と同内容の株主提案をする機会が複数存在したにもかかわらず、敢えてそれを行っておらず、また、2021年6月に開催される予定の当社第76回定時株主総会において、本株主提案と同内容の株主提案を行うことにより、本株主提案と同様の目的が達成できること

請求人は、2019年6月17日開催の当社第74回定時株主総会（以下「2019年定時株主総会」といいます。）において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「買収防衛策」といいます。）の廃止を議案とすること等に関する株主提案（以下「2019年株主提案」といいます。）を当社に対して行い、これに対して、当社は、請求人に対し、2019年株主提案については法的に疑義があるため、本株主提案と同様に、定款変更議案の形に修正のうえ適法に株主提案を行うのであれば、当該株主提案について株主総会の議案とする旨連絡いたしました。しかしながら、請求人は、当社の上記申し入れを敢えて無視し、2019年株主提案の議題等を招集通知及び参考書類に記載すること等を求める株主提案議題等記載仮処分命令申立て（以下「本仮処分命令申立て」といいます。）を提起するに至りました。なお、本仮処分命令申立てについては、当社の主張が認められ、2019年5月20日付けで横浜地方裁判所より却下決定（以下「本地裁決定」といいます。）がなされ、上級審である東京高等裁判所も、同月27日付けで請求人の主張を全て排斥して抗告を棄却し、当社の全面的勝訴が確定しております（詳細については、2019年5月28日付け「当社株主による仮処分命令申立ての却下決定、及び抗告に対する棄却決定に関するお知らせ」をご参照ください）。

上記のとおり、請求人は、定款変更議案として株主提案をすれば、買収防衛策の廃止について2019年定時株主総会で諮ることが法的に問題なく可能であり、かつ、当社からの連絡によりそのような方法を採用することができることにつき十分認識していたにもかかわらず、敢えてこれを行わなかったものであります。さらに、請求人は、本仮処分命令申立てで敗訴したことを踏まえてか、2020年6月26日開催の当社第75回定時株主総会においても、本株主提案と同内容の株主提案をすることが問題なくできたにもかかわらず、敢えてこれを行っておりません。

加えて、本株主提案の提案理由には、なぜ2021年6月開催予定の当社第76回定時株主総会ではなく、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が収束せず、冬に向けて更に感染拡大が予想されるこの時期に、わざわざ労力をかけて臨時株主総会を開催してまで本株主提案を株主に諮る必要があるかについての説得的な理由は、何ら記載されておりません。

このように、請求人は、①過去の定時株主総会において、本株主提案と同内容の株主提案をする機会が複数存在したにもかかわらず、敢えてそれを行ってこなかったものであり、また、②2021年6月に開催される予定の当社第76回定時株主総会において、本株主提案と同内容の株主提案を行うことにより、本株主提案と同様の目的が達成できるにもかかわらず、敢えて、特段の正当な理由もなく、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックが拡大し、当社の経営も大きな打撃を被っているこのタイミングで、労力を要する臨時株主総会の招集の請求を行ってきたものであり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行がいつ収束するか見通しが見えない未曾有の状況の中、株主総会にご出席される他の株主さまや当社の状況を顧みずに、請求人によってこのような請求が行われたことについては、理解に苦しむものであって、非常に困惑しております。

## 2. 買い集めた大量の当社株式を短期間のうちに当社やその関係先に高額で売り付け、多額の利益を享受することを目的としていると推認できること

請求人については、本地裁決定において、①請求人が村上世彰氏（以下「村上氏」といいます。）の強い影響力の下にあること、②従前、請求人（ないし同じように村上氏の強い影響力の下にあった法人）が投資先企業に対して行ったのと同様に、当社についても、当社株式を大量に買い付けた上、当社の経営陣に様々な圧力をかけることによって、買い集めた大量の当社株式を短期間のうちに当社やその関係先に高額で売り付け、多額の利益を享受することを目的としており、その障害となる買収防衛策を廃止することを企図していると推認できる旨が認定されております。実際、当社の買収防衛策と同様の買収防衛策を導入していた東芝機械株式会社（現・芝浦機械株式会社。以下「東芝機械」といいます。）については、同社が当該買収防衛策を2019年6月21日開催の定時株主総会終結の時をもって非継続（廃止）としてから約7か月後である2020年1月21日に、請求人と同様、村上氏の強い影響下にあり、当社株券等につき共同保有者でもある株式会社シティインデックスイレブンスが、120億円以上の株主還元を実施させるため（公開されている2020年3月17日付け株式会社オフィスサポートから東芝機械宛ての書簡参照）に、同社株式を最大で約44%取得する目的で、敵対的な株式公開買付けを開始するに至っております（当該株式公開買付けは、最終的に同年4月2日付けで撤回されております。）。

また、請求人は、2020年6月26日開催の当社第75回定時株主総会の基準日である同年3月31日以降、継続的に当社株式を買い進めており、この間に、請求人の株券等保有割合は、その共同保有者とあわせて9.48%から11.25%（2020年10月13日現在）にまで上昇しており、それ以降も当社株式を継続して買い進めております。

このような経緯等に鑑みると、本仮処分命令申立てが斥けられ、株主総会において買収防衛策の廃止を直接の議題とすることができないことから、本株主提案は、表面上は、買収防衛策の廃止を当社の株主総会の権限の範囲に属する事項とする旨の定款変更議案の形式をとっているものと考えられますが、本株主提案の真の目的は、上記の本地裁決定が認定しているとおり、当社の買収防衛策を廃止させることによって、それを突破口に当社の株式を大量に買い付けた上、当社の経営陣に様々な圧力をかけることによって、買い集めた大量の当社株式を短期間のうちに当社やその関係先に高額で売り付ける点にあつて、本株主提案は、究極的には、当社の中長期的な企業価値を犠牲にし、請求人の私的な利益の追求のみを目的とするものであると考えられます。

### 3. 結論

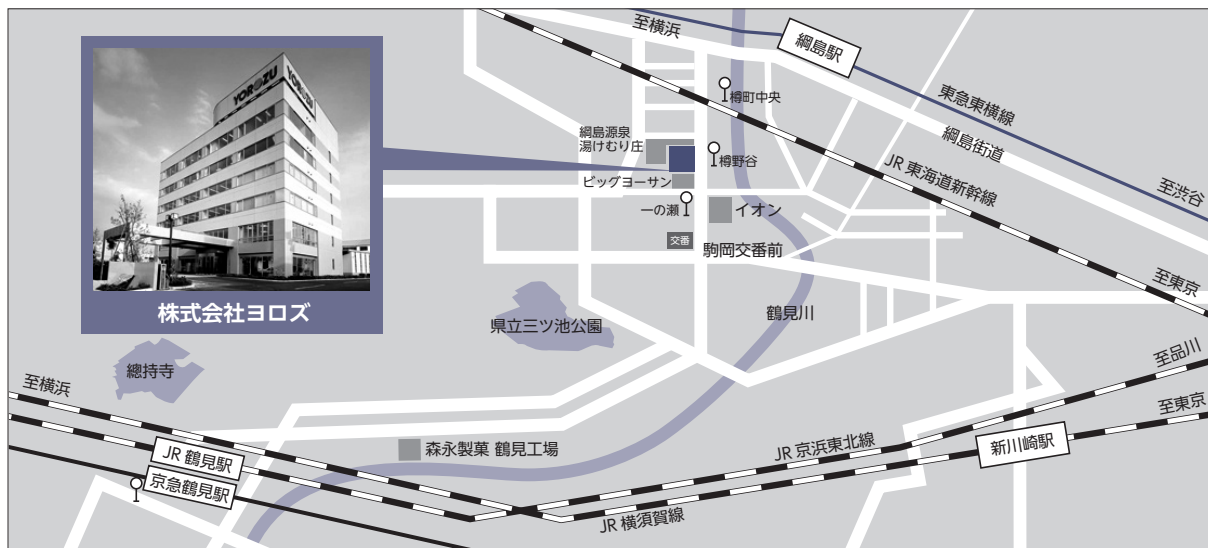
以上のことから、当社は、請求人は、当社の経営陣に圧力をかけるべく、敢えてこのタイミングで本株主提案を議題・議案とする臨時株主総会の招集請求を行ってきたものであつて、その究極的な目的は、買い集めた大量の当社株式を短期間のうちに当社やその関係先に高額で売り付ける点にあると考えられます。本株主提案により、当社の持続的な成長が困難となるだけでなく、その中長期的な企業価値及び当社株主の皆さま共同の利益が毀損される可能性が高いものと考えております。

したがって、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

以 上

# 株主総会会場 ご案内図

会場 横浜市港北区樽町三丁目7番60号  
株式会社ヨロズ 本社ビル  
電話 045 (543) 6800



※駐車スペースに限りがございますので、お車でのご来場は極力ご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

## 交通機関

東急	東横線 網島駅	▶	横浜市営バス鶴見駅行 川崎鶴見臨港バス川崎駅行	▶	樽野谷下車 1分 (バス所要 5分)
J R 京急	京浜東北線 鶴見駅 京急鶴見駅	▶	横浜市営バス網島駅行	▶	樽野谷下車 1分 (バス所要 30分)
J R	東海道新幹線 新横浜駅	▶		▶	タクシー 20分
J R	横須賀線 新川崎駅	▶		▶	タクシー 15分

会場

- (注) 1. 「樽野谷」バス停下車 1分です。手前の停留所は、網島からの場合「樽町中央」、鶴見からの場合「一の瀬」です。  
2. 新横浜駅及び新川崎駅からタクシーの場合、目標を駒岡方面と伝えてからヨロズの社名を言って下さい。(交通事情の悪い時があります。余裕をもってお出かけ下さい。)

株式会社 **ヨロズ**

<http://www.yorozu-corp.co.jp>

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントが  
採用しています。